

ドクターヘリの全国的配備の推進に関する決議

救急医療用ヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）を用いた救急医療は、傷病者の救命、後遺症の軽減等の見地から大変有効であり、その全国的な配備の促進が求められている。

これまで我々の取組により、ドクターヘリの配備促進のための予算措置が拡充され、ドクターヘリの導入に関する特別交付税措置がなされ、その結果としてドクターヘリは本日現在二十三道府県に二十七機の導入が進み、順調に増加している。

また、特定非営利活動法人「救急ヘリ病院ネットワーク」(HEM-Net)が昨年九月から実施している、ドクターヘリ特措法に基づく助成金交付事業による搭乗医師・看護師等に対する研修は順調に推移しており、既に三十名の修了者を出している。

更に、この度東日本大震災に当たっては、十八機に上るドクターヘリが全国から被災地に集結し、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、多くの患者の治療、広域医療搬送等に従事した。

ドクターヘリはこのように大きな成果を挙げているところであるが、今後ドクターヘリの更なる配備を進めるため、以下の課題について、最大限の努力を行う決意であることを、ここに決議する。

記

一 地域の救急医療体制を総合的に確保するために、国はドクターヘリの全国的配備について必要な予算を確実に確保すること。

二 ドクターヘリの導入に関する地方交付税措置をより一層充実すること。

三 大規模災害時において、ドクターヘリが被災地において機動的、かつ、迅速に救助活動ができるよう制度の充実を図ること。

四 ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用のうち診療に要するものについては、国は診療報酬の対象化も含めた検討を進めること。

平成二十三年七月十四日

ドクターヘリ推進議員連盟

会長 尾辻秀久